

避難者通信第 157 号 2025/2/28

一ウクライナ紛争をどう見るか？/学習会のお知らせ（3月 15 日 10：30～）一

1 ウクライナ問題の捉え方（補充判）

（1）民族自決権

「民族自決権」という点でウクライナの「ロシア語州」民衆の意思が働いているかどうか、同時に中央政府がそれをどのように弾圧したかを見極める必要があります。

民族自決権を求めているならば、最大限尊重しなければなりません。

歴史を踏まえ、「民族自決権」を主張して「帰属」あるいは「独立」を求めるウクライナ領内のロシア語州の住民の主権をどう捉えるか？という認識です。これはあたかも ICRP 等の支配から、「科学と人権を基盤とする放射線防護体制の確立」を願う世界市民と同様な基本的人権の要求と捉えます。

私は、サンフランシスコ体制で、米軍の統治下に於かれた沖縄住民の復帰運動を「民族自決権に基づく非暴力の大結束」として感激し、自分も沖縄の主権者に加わり、その一員になろうと決意し、51 年前に沖縄に移住しました。

日米地位協定を嬉々としてキープする政府により、憲法を逸脱していると称せられる安保三文書を閣議決定された日本国民は、「米国に屈従することから脱却しよう」とする日本の主権者として、特に沖縄県民として、ウクライナ問題を正確に事実を認識し、考察する必用があるのではないか、と思料いたしました。

（2）恐るべし「軍事同盟」・恐るべし武力闘争準備・恐るべし「大本営発表」 まず最初に一言言わせてもらいますと

① 恐るべし「軍事同盟」

もちろん、日米軍事同盟、NATO 等です。武力による世界制覇・支配体制です。世界を大国の支配システム（武力によるコントロール体制）に逆戻りさせます。憲法 9 条も国連憲章をも蔑ろにします。

国連憲章第 51 条の下でロシアがウクライナに対して行った軍事行動を法的に正当化することはできない（国際民主法律家協会 2022 年 3 月 8 日）。

しかし、民族自決権に基づく「帰属運動」が在り、それに対する中央政府の弾圧が展開するとき、それだけで判断して良いものか？

50 年前、カンボジアに於いて、ポルポト政権が虐殺を進めた折、ベトナムは国土防衛という正当な自衛権の行使とカンボジア国民の大虐殺からの

救出するために志願兵部隊を派遣した。これを国際社会はどう受け止めたであろうか？

恐るべきは、軍事同盟は、即刻軍事衝突を止めさせるべきところを逆に「軍事支援」で軍事闘争を煽ります。

NATOはソ連崩壊時、「1インチたりとも東進しない」と約束（米国のベーカー国務長官、西独のゲンシャー外相・コール首相、NATOのヴェルナー事務総長）があったようですが、ソ連崩壊と同時に解散すべき軍事同盟でした。

戦争の惨禍が拡大します。殺戮・破壊競争が進み市民が犠牲になります。

80年前の世界大戦の教訓のまさに逆方向に世界を煽ります。日本を始め世界の大軍拡が平和と人権を破壊しようとします。

ソ連と東欧の社会主义諸国が崩壊したとき、米国とNATOは、旧ソ連とワルシャワ条約機構諸国をNATOに統合せず、非同盟・中立の地位に置くことを明確に約束した。その公約の拘束力を否定しようとする無責任な声がある。しかし、国際法、特に国連憲章は、当時約束されたことを正確に要求しているのである（国際民主法律家協会 2022年3月8日）。

② 恐るべし「大本営発表」。

軍事同盟による情報操作がそのまま。歴史がロシアの軍事行動から始るという設定でロシア語州の民衆の軍事攻撃による苦難の歴史を抹殺している。

国連憲章にロシアが違反するとしているが、同憲章2条4は「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」としており、武力行使だけでなく、仮想敵国を有する軍事同盟そのものを禁じている。客観的に立つ報道ならば、「国連憲章に従え」というならば、この両者を視野に入れるべきである。

また、51条では、「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」としているが、集団的自衛権は紛争が始ってから自衛措置がとられることを指し、軍事同盟の集団的自衛権を認めているのではない。

しかるに、「大本営発表」は、戦争の惨禍から市民を救う根本視点がなく、米国・NATOの情報制覇に従っているものです。

そこには、民族自決権を無視するどころか、戦争の惨禍を与える武力支援を肯定し、事柄の本質が見事に逆転されて報道されます。

この走りは放射線被曝問題でいえば、戦後ずっと続く原子力ロビーによる情報操作です。

(3) 「ヌチどう宝」

沖縄では「ヌチどう宝」が思想として広く共有されています。（ヌチは命です：命こそ一番大切な宝）

沖縄戦の教訓「ヌチドウ宝」は世界中で共有しなければならないと思っております。

憲法が、軍隊と戦争による世界の霸権ではなく、軍隊と戦争からの平和と人権の防衛を説く思想であることと一致する思想だと思います。

軍隊と戦争を回避することは、直接的に『戦争の惨禍』を避けることであり、文字通り、人類の英知をもって、外交/話し合い、理解し合うことによる紛争回避です。

憲法9条（日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する）は憲法13条（全ての国民は個人として尊重される。生命、自由、および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする）と一体となって、ヌチドウ宝の内容を語るものです。

国連憲章の前文にも明記される「国連の目的」としての「『戦争の惨禍』の回避」です。

国家主権は、常に政治的/軍事的権力のメンツを掛けて陣営同士の対決として現れるので、国家主権は必ずしも市民の基本的人権・主権者を守りません。戦争の惨禍は住民に襲いかかります。

政治権力の争奪を武力で解決させようとする米国等の戦後ずっと続く霸権主義は絶対に容認できません。

非暴力の解決、非暴力の抵抗こそが戦争の惨禍を最低限にする方法です。非暴力が最も強い平和維持です。この原理は譲るわけにはいきません。

まさに「ヌチドウ宝」の精神が今世界に求められています。

(4) ウクライナの民族模様

ウクライナというところは国家を自ら持てなかつたという歴史の変遷があります。

ソ連が形成されてからは、ソ連邦の中の「ウクライナ共和国」でした。

その中でも、例えば、フルシチョフが1954年にロシア共和国とされていたクリミヤをウクライナに編入するということが生じました。

ウクライナとロシアの「国境」が何処であるかということは、さながら「自国の都市の境界を何処に設定するか」程度にしか扱われていない歴史がありま

す。住民本位ではなく権力者の政治的道具にされてきた歴史があります。ソ連崩壊後、ウクライナは独立して現在の姿になっています。

2014年マイダン革命（合法的に選出された政府を崩壊させた）が生じました。米国はバイデン大統領の息子を通じて経済的な収奪機構を維持しがら、CIAを暗躍させ、スヴォボーダ等のネオナチズム・民族主義勢力と共に「マイダン革命」（実はクーデター）には60億ドルを投入しています。

ウクライナ中央政府はロシア語を公用語から排除しました。中央政府は空爆、地上部隊あるいはその他で、ロシア語州の反マイダンの動きを押さえました。ロシア語州は住民の国家帰属を、「ウクライナから独立する」意思を示し、それに対して政府軍が軍事行動し、伝えられる報道によると1万5千人ほどが虐殺されました（2014年～2022年）。

2014年、クリミヤは独立宣言を発しました。認めた国はロシア他少数で、ウクライナ、国際連合、西側諸国は認めていません。独立宣言をしたクリミヤはロシアに編入しました。その際ロシアは「ドンバスはウクライナに留まるべき」としました（ミンスク協定）。

ドンバス地方（ドネスク州、ルガンスク州）も独立宣言を行い「共和国」を名乗りました。しかし西側諸国は国家としては認めていません。

国家間（ウクライナとロシア）の紛争・ロシアの侵攻として伝えられておりますが、これらの州に中央政府の武力行使がマイダンクーデター以来続いているのです。

帰属問題についての民族主権を主張する住民意思の存在について、日本の報道は皆無です。

祖国復帰を勝ち取った沖縄県民としては「なぜ報道しないのか？」まさに草の根が踏み潰されるのを目の当たりに見る、つらい現実となっています。

ロシア大統領選挙（昨年3月実施、投票率78%、プーチン得票率87%との報道）では、「ウクライナ東部や南部の4つの州でも「ロシアの大統領選挙だ」とする活動を強行し、中央選挙管理委員会は開票の結果、プーチン大統領がそれぞれ9割前後を得票したと発表しました」とマスコミは報道しています。

ロシア語州が民族自決権に基づいて行動しウクライナ中央政府のテロとたたかい、ロシアに支援を求めているとすれば、「主権者」の尊厳の問題・民族自決権を考慮しなければなりません

次の指摘をご紹介します。

（5）論文『「ウクライナ戦争」の解明』からの抜粋

最初に指摘しておきたいのは、ウクライナの「戦争」は、この「特別軍事作戦（ロシアのウクライナ軍事行動）」ではじめて開始されたものではないという点である。戦争の位置づけや意義は違っても、この戦争が伝えている真実は、2014/02 キエフ・クーデター（マイダン革命）直後、当日に、クーデター派の最初の大統領の任に着いたトゥルチノフ大統領代行の指示で攻撃が開始され、ウクライナ国民（ネオナチ統合政府軍）がウクライナ国民（ドンバス・親ロシア派住民）を殺戮する悲惨な「内戦」となった。直接にはネオナチの軍事組織を主体に再編・創設された「ウクライナ新政府軍」による攻撃であった。旧ウクライナ・ドンバスに居住するロシア系住民を殲滅（プーチンの言う、いわゆる「ジェノサイド」）するための無差別・狙い撃ち攻撃であり、他方これに対抗する親ロシア派武装組織によって8年間にわたって死闘が繰り広げられた（この間、ネオナチによるロシア人殲滅攻撃によって、1万数千人とも言われる多数の戦死者・犠牲者が出了）。それゆえ、多くの現地ロシア系住民（実際にはウクライナ人市民を多く含む）にとって、現在進行中のロシア「特別軍事作戦」によるドンバス住民の解放戦争は、これまでずっと8年以上にわたって継続されているウクライナ戦争の一部に過ぎずその延長上にあると言うことなのである。

そして忘れてならないのは、この戦争の凝縮図である。この戦争に根本のところで深く繋がり、直接間接に関与し参加しているのがアメリカでありNATO諸国でありウクライナ政府でありネオナチなのである。一方、これに対抗する現地ロシア系住民、および平和回復・平和維持の解放軍を送るロシアの存在が、少なくとも今回の「特別軍事作戦」では、対極にある、という縮図である。

（吉川顯麿：『「ウクライナ戦争」の解説』（金沢星稜大学論集 第56第1号令和4年9月））

2014年5月2日に反マイダン活動家48名がネオナチの凶悪犯によって生きたまま焼き殺されたオデッサ労働組合ビル虐殺事件も生じました（スプートニク国際、キーウ 2024年5月2日 © Sputnik / オデッサ・メディア通信社）

（6）「事実をありのままに認識することは民主主義の土台です」

「ロシアの、国境を越えた軍事作戦（侵略という用語が使われています）」が独立を求める州の要請に基づくものか、あるいはマスコミで言われているとおり侵略なのか、見極める必要があります。民主的世界観できちんと見極める必要があります。

私が常に主張しているのは、「事実をありのままに認識することは民主主義の土台」です。

陣営対決で一陣営側に立って判断すると、陣営の宣撫工作の餌食になるでしょう。

「事実をありのままに認識する」ために事実確認をきちんとするには、客観的に見る視点での情報整理が重要です。

日本の非常に多くの政党/市民団体/民主団体/人権団体等が、歴史があたかも3年前のロシアの武力行使から始ったような見方をしています。民族主権に基づく帰属問題は全て「ロシアの武力支配」として泥の中に沈められます。

軍事同盟の「陣営の軍事戦略」による情報操作は日本では「大本営発表」と表現されます。日本報道はIWJ等を除いて全面的にそのように偏っています。

また、トランプ大統領の新たな動きも入ってきました。

しかし、いずれもロシア語州民たちの帰属問題での民族自決権が存在し、見極めなければならぬことが無視されています。

戦争の惨禍を一刻も早く解消することが第一です。

(7) 法治国家の放棄が日本では劇的に進行した一戦争国家の体制作りの走り

今年は東電事故以来14年目です。東電事故処理で日本は法治国家ではなくなりました。巨大軍事予算が予算化される「日本の戦争をする」準備態勢強化の露払いと言える「基本的人権」無視の政治が強行されました。

- ① 東電原発事故当時の菅直人政権は日本の法律を無視して、市民の人権保護では無く、国家統治基準と化した（主権在民の憲法的立場ではなく明治憲法的立場に変化した）ICRP2007年勧告を事故対策として取り入れました。法定の1mSv/年は一顧だにされず20mSv/年が基準となりました。法治主義を放棄したのです。そのやり方自体が徹底的に無法です。
- ② 法定の避難訓練を実施していません。原災特措法等で指定されている施策を実施せず対策が超法規的となりました。法定の「原子力災害対策本部」および「現地対策本部」を機能させず、代わりに内閣府に超法規的機関といえる「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を設置し、最も重要な「原子力災害合同対策協議会」を組織せず、代わりに政府と東電による「福島原子力発電所事故対策統合本部」を設けました。ために、避難訓練で機能を発揮した住民保護対策/手順を全く機能させませんでした。
- ③ 部分的「除染」は行われましたが、年間1mSv以上の汚染環境を許可しない法律（炉規法、周辺監視区域外放射能規制）等の施行責任が果されませんでした。市民の基本的人権保護がなされず事故を起こした核産業を保護したと言えます。放射線被曝から市民と環境を守ることが政治の基本から排除され続けております。
- ④ 事故直後から一貫して、放射線被曝を避け健康を守ることに逆行する「放

射線の影響は、実はニコニコ笑っている人にはきません。くよくよしている人にきます。」（山下俊一）等、放射能の危険を直視せず軽視を推奨合理化する弁がなされ、「食べて応援（内部被曝による未必の故意の健康被害誘導）」と「風評被害払拭（食料選択権の排除）」がキャンペーンされました。

- ⑤ 特に医療指針として、放射線被曝防護の概念自体が欠落していて、医療が被害防止・人命救助の力になれませんでした。逆に放射能汚染が記録されている福島米を「病院食」に採用する事態が進みました。その被曝被害と判断される健康破壊が広がっているのに全面的に隠されています。
- ⑥ チェルノブイリ法は「憲法で保障された基本的人権を保護する」と宣言し実行されましたが、日本では、全被災者、自主避難者、高汚染地域居住者等への生活権・人格権・生存権の保障等はなされていません。人権（健康・生存権）の破壊が進行しております。
- ⑦ 除染による汚染土の再処理、汚染水海洋投棄等の放射能管理の原則に悖る行為が進められております。とくに、汚染土を「再利用する」汚染の全国拡散が企てられています。
- ⑧ メルトダウンした原子炉処理は、放射能を環境に拡散し続け、廃炉は成功の見込みがありません。環境の破壊が進められます。日本独自の被害が広がります。
- ⑨ 司法は、行政が法治主義を放棄したことを認識していません。放射線放出後の大量死亡/健康被害を認識していません。安全神話とその崩壊に至る政府責任を認識しません。地震・津波によるメルトダウンを「想定外」と詭弁し、政府の責任を認めていません
科学と人権に基づく明快な指針を提示することと、倫理厳しく対応すること、世界市民の圧倒的認識が司法を変える力となるでしょう。

日本の国家主権を放棄し、米国の傀儡国家さながら米軍と自衛隊が一体となり、大軍拡を計り、戦争放棄を謳った憲法9条の事実上の放棄が企てられている昨今ですが、東電事故に際しての放射線被曝分野での法治主義放棄は、戦時体制/基本的人権破棄の先取り実施を図った様なものです。

基本的人権が全面的に危機に瀕しています。

主権者、頑張りましょう。

ウクライナ情勢の客観的見方として次のURLをご紹介します。

<https://peacephilosophy.blogspot.com/2025/03/nato-jeffery-sachs-europe-is-not-nato.html?m=1&fbclid=IwY2xjawI3IJxleHRuA2F1bQIxMQABHRgnp2a4cm1hJBqHm6N>

1Qr_Fxpbaa66yR6Cg0IZdKwzVoBz9AXiqCTsuGA_aem_cQTY2azdyrNY_EVAtgd4Dw

2 第 67 回つなごう命の会定例学習会のお知らせ

3月 15 日土曜日の午前中にやります。お気軽にご参加ください。

原発事故 14 年 <東電事故とは何であったか？>

日本住民は巨大な「知られざる核戦争」の餌食となった。

- ① 食材の放射能汚染 事故前の 100 倍以上の規模継続
トリチウム海洋放棄・食物連鎖⇒海水/淡水の魚介類の汚染は 100 倍から 2 万 5 千倍を記録
- ② チェルノブイリの居住禁止区域に 120 万人が居住/放射能汚染作物生産
食べて応援で全国民被曝(日本独自の強烈人為的被害)
- ③ (菅直人内閣) 法律を守らない 「法治主義の放棄」棄民、国際原子力ムラに従い、住民を犠牲に。売国的行为=主権放棄=核抑止力勢力への傀儡化
- ④ 世界に先駆けて「高汚染地域に住民を住み続けさせる」ICRP2007 年勧告の実施(核抑止勢力の戦略を受け入れ)
- ⑤ 巨大な犠牲が隠されている—9 年間で死者の異常増加 63 万人
将来の短命化群(死亡率の異常減少)57 万人 計 120 万人の死亡的犠牲
⇒沖縄にも巨大な犠牲が(老衰死 20 倍等々) !!! (太い流通パイプ)
- ⑥ 医療機関に「放射線被曝防護」の哲学も処方もなかった⇒犠牲の増大
- ⑦ 子どもへの健康危害—甲状腺がん、特別支援児童の急増
病院患者の急増・各種疾病的急増
- ⑧ 非科学のオンパレード 「小児甲状腺がんは原発に関係ない」—非科学の識別ポイント

日時

2025 年 3 月 15 日(土) 午前 10 時半からおよそ 2 時間

(1) 会場

那覇市民活動支援センター3 階 第 8 会議室

(2) ズーム参加

ZOOM URL パスワード等

<https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=>

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

参加予定の方は事前に<yagasaki888@gmail.com>までご連絡ください。

(Ⓐを@にご変更ください)

参加費無料です

矢ヶ崎克馬 2025/3/7